

社会福祉法人筑波記念会
短期入所生活介護事業所 ユニット型運営規程
特別養護老人ホームフィオーレ

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人筑波記念会が開設する特別養護老人ホームフィオーレ（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホームフィオーレ
- 二 所在地 茨城県結城郡八千代町栗山229番地1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業に従事する従業者は、特別養護老人ホームフィオーレの従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤職員、併設介護老人福祉施設・通所介護の施設長と兼務）
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 従業者
 - 医師 1名（非常勤専従）
医師は、利用者の健康管理、保健衛生指導等を行う。
 - 生活相談員 1名以上（常勤）
生活相談員は、利用者の生活相談に当たる。
 - 看護職員 3名以上
看護職員は、看護の提供に当たる。
 - 介護職員 28名以上（常勤換算）
介護職員は、介護の提供に当たる。
 - 管理栄養士 1名以上
管理栄養士は、必要な栄養管理を行う。
 - 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、機能訓練の提供に当たる。
- 三 事務職員 2名
事務職員は、必要な事務を行う。

(利用定員)

第5条 利用定員は10名とする。

ただし、災害時等においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

(指定短期入所生活介護の内容)

第6条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談援助等）
- 二 機能訓練（日常動作訓練）
- 三 介護サービス
- 四 健康状態の確認
- 五 送迎
- 六 給食サービス
- 七 入浴サービス
- 八 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- 一 次条に規定する通常の送迎の実施地域を越えて行う送迎の費用として、実施地域を越えた地点から5キロメートルごとに500円。
- 二 滞在に要する費用として、別紙のとおり。
- 三 食事の提供に要する費用として、別紙のとおり。
- 四 理美容代として、実費。
- 五 その他指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4 事業者は本条2項で設定した滞中に要する費用並びに食事の提供に要する費用、その他の費用の額を改定することがある。費用の改定にあたっては、介護保険制度の改正内容や施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し改定するものとし、利用者又は身元保証人に改定の考え方を書面で説明し、書面での同意を得た上で改定するものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、八千代町及び下妻市・常総市等とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、指定短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 利用者は火気の手扱いに注意しなければならない。
- 二 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- 三 利用者は喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。

四 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(緊急時における対応方法)

第10条 従業者は、指定短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族及び主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(身体拘束の制限)

第11条 従業者は、短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。また、管理者はこれらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

一 施設では身体拘束適正化検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

二 身体拘束適正化委員会は適正化の指針策定、身体拘束の適正化、解除に向けての検討等を行い、その内容を従業者に周知する。

三 従業者は身体拘束等の適正化の為の研修を行う。

(虐待防止に向けた体制等)

第12条 管理者は虐待防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

一 施設では虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

二 虐待防止委員会は、従業者への研修内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制・虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

三 従業者は年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

四 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村関係者に報告を行い事実確認の為協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容については従業者に周知するとともに、市町村等に報告を行い再発防止に努める。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

一 消火、通報及び避難の訓練（年2回）

二 消防設備、施設等の点検及び整備

三 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督

四 その他防火管理上必要な業務

五 感染症や自然災害が発生時への対応力強化

感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的、継続的に提供できる体制を構築し災害への地域住民、行政機関、他施設と連携した対応の強化

(1) 業務継続計画を策定し定期に研修を行い自然災害時に速やかに行動できる体制を整える。

(2) 感染症 業務計画を策定し研修、シミュレーションを行い感染症対策の強化を行う

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後 3ヵ月以内

二 継続研修 年 1回

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 施設は運営規定の概要・従業員の勤務体制・協力病院・利用料その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を閲覧可能な形でファイル等備え置くこととする。また、インターネット上のウェブサイトに掲載し閲覧も可能とする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人筑波記念会と施設との協議に基づいて定めるものとする。

第16条 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する記録等を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

附 則

この規程は、平成27年3月31日から施行する。

この規定は、平成30年1月1日から施行する。

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年8月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年8月1日から施行する。

別紙

費 用 区 分	費 用 の 額
滞在に要する費用	ユニット型個室 日額 2, 0 6 6 円
滞在に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第 1 段階認定者 ユニット型個室 日額 8 8 0 円 第 2 段階認定者 ユニット型個室 日額 8 8 0 円 第 3 段階認定者① ユニット型個室 日額 1, 3 7 0 円 第 3 段階認定者② ユニット型個室 日額 1, 3 7 0 円
食事の提供に要する費用	朝食 4 0 0 円 昼食 6 5 0 円 夕食 5 5 0 円
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第 1 段階認定者 日額 3 0 0 円 第 2 段階認定者 日額 6 0 0 円 第 3 段階認定者① 日額 1, 0 0 0 円 第 3 段階認定者② 日額 1, 3 0 0 円
日用品に要する費用	実費

社会福祉法人 筑波記念会

フィオーレ短期入所生活介護

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
フィオーレ指定介護老人福祉施設
(茨城県指定 第0874200553号)

当事業所は、ご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

令和6年8月改定

フィオーレ短期入所生活介護 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な短期入所生活介護を提供させていただくことにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供させていただきます。また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めさせていただきます。

2. (1) 事業者の概要

法人名 社会福祉法人 筑波記念会
事業所名 フィオーレ指定介護老人福祉施設
(第0874200553号)
所在地 茨城県結城郡八千代町栗山229-1
管理者 施設長 飯村 もと子
電話番号 0296-49-2966
設立年月日 昭和55年7月

(2) サービスを提供する地域

八千代町・下妻市・常総市等

(3) 営業日

営業日 365日

(4) 事業所の従業者体制 (同一事業所との兼務)

	職務内容	
管理者 (施設長)	総括責任者	1名
生活相談員	生活相談及び指導	1名以上
看護師又は准看護師	心身の健康チェック及び指導 保健衛生管理・緊急時への対応	3名以上
介護職員	生活全般の支援	28名以上
栄養士	献立作成、栄養計算、指導	1名
機能訓練指導員	身体機能の向上 健康維持のための指導	1名

(5) 利用定員

短期入所生活介護 10名 (介護予防短期入所生活介護も含む)

(6) 居室等の概要

施設では以下の居室・設備をご用意しています。

短期利用施設内設備	
居室はすべて個室	10 室
談話コーナー	ユニット内に2か所
食堂	ユニットに1室
浴室(個浴)	2ユニットに1 室
(特別浴槽)	2ユニットに1 室
洗面所	各居室内に1個設置
トイレ	ユニット内に3室設置

その他の設備 その他に、相談室・医務室・洗濯室・汚物処理室・調理室・スタッフルーム等を設けています。

☆居室の変更：居室の変更希望の申し出があった場合は、空き状況によりその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、協議のうえ決定するものとします。

3. サービスの内容

(1) 基本サービス

①短期入所生活介護計画の立案

ご利用者の日常生活全般の状況を踏まえて短期入所生活介護計画を作成します。作成した際には、当該計画を説明し同意を得てから交付させていただきます。

②食事サービス

栄養、身体 の状況及び嗜好を考慮した食事の提供をさせていただきます。また、医師の指示による食事の提供もさせていただきます。

またご本人の希望・体調に合わせて食事時間は変更可能です。

(食事時間)

朝食 8 : 0 0 ~ 9 : 0 0

昼食 1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0

夕食 1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0

ご利用者の自立支援のために、原則、食堂にて摂っていただきます。

③入浴（清拭）サービス

原則、週 2 回以上入浴（清拭）していただけます。ただし、利用者の体調等により変更させていただく場合もあります。

④介護サービス

短期入所生活介護計画に沿った支援をさせていただきます。

食事、更衣、入浴、排泄等の介助、体位交換、シーツ交換、事業所内の移動の付添をさせていただきます。

⑤機能訓練サービス

日常生活機能の維持又は改善を日頃の生活の中で実施させていただきます。

⑥生活相談サービス

生活相談員をはじめ従業員が、日常生活に関すること等の相談に応じさせていただきます。

⑦健康管理サービス

利用者の健康管理を適切に行います。利用中の医療機関の受診は、基本的にご家族に対応していただきます。ただし、健康状態を把握するため、必要に応じ嘱託医へ外来し受診することもございます。

(2) その他のサービス

①理美容

ご希望により、理美容のサービスをご利用いただけます。

(実費の負担とさせていただきます。)

②年間・月間行事の提供

年間を通して事業所内外の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものがございます。(材料費は、実費負担とさせていただきます。)

4. 利用料金

□介護報酬告示額

(併設ユニット型の料金を記載)

(1) 基本料金

要支援1	5 2 9/日	単位
要支援2	6 5 6/日	単位
要介護1	7 0 4/日	単位
要介護2	7 7 2/日	単位
要介護3	8 4 7/日	単位
要介護4	9 1 8/日	単位
要介護5	9 8 7/日	単位

(7級地1単位の単価10.17円)

(2) 加算料金等

ア) 療養食加算	1回 8単位(1日3回限度)
イ) 送迎加算(片道)	184 単位
ウ) 機能訓練体制加算	12単位
エ) 夜勤職員配置加算	18単位
オ) 介護職員等処遇改善加算Ⅱ	合計単位数×13.6%

(7級地1単位の単価10.17円)

□その他の費用

(1) 食事の提供に要する費用 (自己負担)

ア) 基本料金

第1段階	300円
第2段階	600円
第3段階 ①	1000円
第3段階 ②	1300円
第4段階	1600円 (朝・・・400円 昼・・・650円 夜・・・550円)

イ) 入所・退所時等における食費の負担額

入所・退所の日においては、実際に摂った食についてのものとします。

なお、終日利用した場合においても実際に摂った食数の負担になります。

(2) 利用者が選定する特別な食事に関する費用の額

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供させていただきます。

(自己負担とさせていただきます。)

(3) 居住費 (自己負担)

第1段階	880円
第2段階	880円
第3段階 ①②	1370円
第4段階	2066円

(4) その他

ア) その他実費としてご負担いただくもの

- ・利用者の特別な嗜好品の購入
- ・明らかに特定個人の消費、所有とみられるもの
- ・行事への参加費など諸々費用は実費とさせていただきます。
- ・サービス提供に関する記録の複写物にかんする実費額は、1枚につき20円のご負担とさせていただきます。

イ) キャンセル料

- ・計画に位置づけられた利用日を中止した場合には、次のキャンセル料を申し受けま

す。
利用当日に利用中止のご連絡をいただいた場合（連絡のない場合を含む）は利用料金の10%（自己負担額相当額）をいただきます。

5. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにします。

<協 力 医 療 機 関>

医療法人社団 筑波記念会 筑波総合クリニック
茨城県つくば市大字要 65
電話 029-877-1221

医療法人社団 筑波記念会 筑波記念病院
茨城県つくば市大字要1187-299
電話 029-864-1212

6・サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者に一報ください。
- ②利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。
- ③事業所内での金銭および食物等のやりとりは、ご遠慮ください。

7. 非常災害対策

非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、利用者及び従業者等の訓練を行います。

8. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、賠償すべき事故の場合には、損害賠償の必要措置を講じるように努めます。

10. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
また、退職後においてもこれらの秘密保持に努めていきます。

11. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

12. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

13. 損害賠償について

当事業所において、施設の責任によりご利用者様に生じた損害については、施設は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意または過失が認められた場合、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

14. 施設への損害賠償について

利用者が故意もしくは過失によって、当施設に損害をもたらせた場合には、実費をもって賠償していただくものとします。

15. 苦情処理について

ご利用者の苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、ご利用者様またはご家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置をとらせていただきます。

① 当施設における苦情の受付

苦情解決責任者 管理者 飯村 もと子

電話 0296-49-2966

FAX 0296-49-3247

② 行政機関その他苦情受付機関

八千代町役場	所在地	〒300-3592	茨城県結城郡八千代町大字菅 1170
長寿支援課介護保険係	電話番号	0296-48-1111	内線 1240
	FAX	0296-48-4371	
	受付時間	8:30~17:00	

茨城県国民健康保険団体連合会	所在地	〒310-0852	茨城県水戸市笠原町 987-26
(介護保険苦情相談室)	電話番号	029-301-1565	
	FAX	029-301-1580	
	受付時間	8:30~17:00	

茨城県社会福祉協議会	所在地	〒310-0851	茨城県水戸市千波町 1918
	電話番号	029-241-1133	
	FAX	029-241-1434	
	受付時間	8:30~17:00	

16. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日
		評価機関名称
		結果の開示 1.あり 2.なし

2 なし

短期入所生活介護サービスの申し込み開始にあたり、ご利用者及びそのご家族に対し重要事項説明に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

令和 年 月 日

事業所名 フィオーレ指定介護老人福祉施設
(指定番号0874200553)
所在地 茨城県結城郡八千代町栗山229-1
管理者 飯村 もと子

<説明者>

役職 氏名 印

重要事項に関する説明を受け、その内容に同意します。

<利用者>

住所

氏名 印

<利用者代理人（身元引受人）>

住所

氏名 印

続柄

電話番号

社会福祉法人 筑波記念会

フィオーレ

介護予防短期入所生活介護

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
フィオーレ指定介護老人福祉施設
(茨城県指定 第0874200553号)

当事業所は、ご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

令和6年8月改定

フィオーレ介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な短期入所生活介護を提供させていただくことにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供させていただきます。
また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めさせていただきます。

2. 事業者の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 筑波記念会
事業所名 フィオーレ指定介護老人福祉施設
(第0874200553号)

所在地 茨城県結城郡八千代町栗山229-1
管理者 施設長 飯村 もと子
電話番号 0296-49-2966
設立年月日 昭和55年7月

- (2) サービスを提供する地域
八千代町・下妻市・常総市等

- (3) 営業日
営業日 365日

- (4) 事業所の従業者体制（同一事業所との兼務）

	職務内容	
管理者（施設長）	総括責任者	1名
生活相談員	生活相談及び指導	1名以上
看護師又は准看護師	心身の健康チェック及び指導 保健衛生管理・緊急時への対応	3名以上
介護職員	生活全般の支援	28名以上
栄養士	献立作成、栄養計算、指導	1名
機能訓練指導員	身体機能の向上 健康維持のための指導	1名

- (5) 利用定員
介護予防短期入所生活介護 10名 （短期入所生活介護も含む）

- (6) 居室等の概要

施設では以下の居室・設備をご用意しています。

短期利用施設内設備	
居室はすべて個室	10 室
談話コーナー	ユニット内に2か所
食堂	ユニット内に1室
浴槽(個浴)	2ユニットに1室
(特別浴槽)	2ユニットに1室
洗面所	各居室内に1個設置
トイレ	ユニット内に3室設置

その他の設備 その他に、相談室・医務室・洗濯室・汚物処理室・調理室・スタッフルーム等を設けています。

☆居室の変更:居室の変更希望の申し出があった場合は、空き状況によりその可否を決定します。
また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には協議のうえ決定するものとします。

3. サービスの内容

(1) 基本サービス

①介護予防短期入所生活介護計画の立案

ご利用者の日常生活全般の状況を踏まえて介護予防短期入所生活介護計画を作成します。
作成した際には、当該計画を説明し同意を得てから交付させていただきます。

②食事サービス

栄養、身体 の状況及び嗜好を考慮した食事の提供をさせていただきます。また、医師の指示による食事の提供もさせていただきます。

またご本人の希望・体調に合わせて食事時間は変更可能です。

(食事時間)

朝食 8 : 0 0 ~ 9 : 0 0

昼食 1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0

夕食 1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0

ご利用者の自立支援のために、原則、食堂にて摂っていただきます。

③入浴（清拭）サービス

原則、週 2 回以上入浴（清拭）していただけます。ただし、利用者の体調等により変更させていただきます場合もあります。

④介護サービス

短期入所生活介護計画に沿った支援をさせていただきます。

食事、更衣、入浴、排泄等の介助、体位交換、シーツ交換、事業所内の移動の付添をさせていただきます。

⑤機能訓練サービス

日常生活機能の維持又は改善を日頃の生活の中で実施させていただきます。

⑥生活相談サービス

生活相談員をはじめ従業員が、日常生活に関すること等の相談に応じさせていただきます。

⑦健康管理サービス

利用者の健康管理を適切に行います。利用中の医療機関の受診は、基本的にご家族に対応していただきます。ただし、健康状態を把握するため、必要に応じ嘱託医へ外来し受診することもございます。

(2) その他のサービス

①理美容

ご希望により、理美容のサービスをご利用いただけます。

(実費の負担とさせていただきます。)

②年間・月間行事の提供

年間を通して事業所内外の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものがございます。(材料費は、実費負担とさせていただきます。)

4. 利用料金

□介護報酬告示額

(併設ユニット型の料金を記載)

(1) 基本料金

要支援1	5 2 9/日	単位
要支援2	6 5 6/日	単位
要介護1	7 0 4/日	単位
要介護2	7 7 2/日	単位
要介護3	8 4 7/日	単位
要介護4	9 1 8/日	単位
要介護5	9 8 7/日	単位

(7級地1単位の単価10. 17円)

(2) 加算料金等

ア) 療養食加算	1回8単位 (1日3回限度)
イ) 送迎加算 (片道)	184 単位
ウ) 機能訓練体制加算	12/日 単位
エ) 介護職員等処遇改善加算Ⅱ	合計単位数×13.6%

(7級地1単位の単価10. 17円)

□その他の費用

(1) 食事の提供に要する費用 (自己負担)

ア) 基本料金

第1段階	300円
第2段階	390円
第3段階 ①	1000円
第3段階 ②	1300円
第4段階	1600円(朝・・・400円 昼・・・650円 夜・・・550円)

イ) 入所・退所時等における食費の負担額

入所・退所の日においては、実際に摂った食についてのものとします。

なお、終日利用した場合においても実際に摂った食数の負担になります。

(2) 利用者が選定する特別な食事に関する費用の額

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供させていただきます。

(自己負担とさせていただきます。)

(3) 居住費 (自己負担)

第1段階	880円
第2段階	880円
第3段階 ①②	1370円
第4段階	2066円

(4) その他

ア) その他実費としてご負担いただくもの

・利用者の特別な嗜好品の購入

- ・明らかに特定個人の消費、所有とみられるもの
- ・サービス提供に関する記録の複写物にかんする実費額は、1枚につき20円のご負担とさせていただきます。

イ) キャンセル料

- ・計画に位置づけられた利用日を中止した場合には、次のキャンセル料を申し受けま
す。
利用当日に利用中止のご連絡をいただいた場合（連絡のない場合を含む）は利用料
金の10%（自己負担額相当額）をいただきます。

5. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対
応をお願いするようにします。

<協 力 医 療 機 関>

医療法人社団 筑波記念会 筑波総合クリニック
茨城県つくば市大字要65
電話 029-877-1221

医療法人社団 筑波記念会 筑波記念病院
茨城県つくば市要1187-299
電話 029-864-1212

6・サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
- ②利用者は、事業所内の機会及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。
- ③事業所内での金銭および食物等のやりとりは、ご遠慮ください。

7. 非常災害対策

非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、
とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、利用者及び従業者等の訓練を行います。

8. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関へ
の連絡等必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行う
など必要な措置を講じ、賠償すべき事故の場合には、損害賠償の必要措置を講じるように努めま
す。

10. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
また、退職後においてもこれらの秘密保持に努めていきます。

11. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護ため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

12. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

13. 損害賠償について

当事業所において、施設の責任によりご利用者様に生じた損害については、施設は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意または過失が認められた場合、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが妥当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

14. 施設への損害賠償について

利用者が故意もしくは過失によって、当施設に損害をもたらせた場合には、実費をもって賠償していただくものとします。

15. 苦情処理について

ご利用者の苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、ご利用者様またはご家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置をとらせていただきます。

① 当施設における苦情の受付

苦情解決責任者 管理者 飯村 もと子
電話 0296-49-2966
FAX 0296-49-3247

② 行政機関その他苦情受付機関

八千代町役場	所在地	〒300-3592	茨城県結城郡八千代町大字菅谷 1170
長寿支援課介護保険係	電話番号	0296-48-1111	内線 1240
	FAX	0296-48-4371	
	受付時間	8:30~17:00	

茨城県国民健康保険団体連合会	所在地	〒310-0852	茨城県水戸市笠原町 987-26
(介護保険苦情相談室)	電話番号	029-301-1565	
	FAX	029-301-1580	
	受付時間	8:30~17:00	

茨城県社会福祉協議会	所在地	〒310-0851	茨城県水戸市千波町 1918
	電話番号	029-241-1133	
	FAX	029-241-1434	
	受付時間	8:30~17:00	

16. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日
		評価機関名称
		結果の開示 1.あり 2.なし

☒ なし

介護予防短期入所生活介護サービスの申し込み開始にあたり、ご利用者及びそのご家族に対し重要事項説明に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

令和 年 月 日

事業所名 フィオーレ指定介護老人福祉施設
(指定番号0874200553)
所在地 茨城県結城郡八千代町栗山229-1
管理者 飯村 もと子

<説明者>

役職 氏名 印

重要事項に関する説明を受け、その内容に同意します。

<利用者>

住所

氏名 印

<利用者代理人（身元引受人）>

住所

氏名 印

続柄

電話番号

